

平成 25 年第 11 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成 25 年第 11 回教育委員会会議

1 日 時 平成25年 6 月27日（木） 13時00分～15時00分

2 場 所 S T V北 2 条ビル 4 階 教育委員会会議室

3 出席者

委員 長	山 中	善 夫
委 員	臼 井	博
委 員	池 田	光 司
委 員	池 田	官 司
委 員	阿 部	夕 子
委 員	町 田	隆 敏
教育次長	西 村	喜 憲
生涯学習部長	梅 津	康 弘
生涯学習推進課長	田 中	祥 之
生涯学習係長	近 藤	光 雄
生涯学習係員	永 山	明日香
学校教育部長	金 山	正 彦
教職員課長	油 屋	誠
服務担当係長	内 山	和 哉
教職員係員	松 本	崇 弘
中央図書館長	江 本	功
調整担当課長	千 葉	真
企画担当係長	宮 野	純 一
スポーツ部長	西 田	健 一
企画事業課長	石 川	義 浩
企画係長	佐々木	和 規
企画係員	余 湖	充 裕
総務課長	杉 村	亮
庶務係長	井 上	達 雄
書 記	市 川	涉

4 傍聴者 1 名

5 議 題

- 報告第 1 号 (仮称) 市民交流複合施設整備基本計画の策定について
- 議案第 1 号 札幌市教育委員会公文書管理規則の一部を改正する規則案
- 議案第 2 号 社会教育委員の委嘱について
- 議案第 3 号 札幌市スポーツ推進審議会委員の任命について
- 議案第 4 号 教職員に対する懲戒処分について
- 議案第 5 号 教職員に対する懲戒処分について

【開 会】

○山中委員長 それでは、これより平成25年第11回教育委員会会議を開会いたします。

会議録の署名は、池田官司委員と阿部夕子委員にお願いいたします。

本日の議案第2号と第3号につきましては、附属機関の委員の任免に関する事項ということになりますし、それから、議案第4号、第5号は、職員の人事に係る事項でございますので、教育委員会会議規則第14条第3号、それから、第2号の規定によって、公開しないということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、本日の議案第2号から第5号につきましては公開しないことといたします。

【議 事】

◎報告第1号 (仮称) 市民交流複合施設整備基本計画の策定について

○山中委員長 では、まず報告第1号について事務局から説明をお願いします。

○中央図書館長 中央図書館長の江本でございます。

報告第1号 (仮称) 市民交流複合施設整備基本計画の策定についてでございます。

委員会会議の場では、昨年10月、そして、本年1月と2度にわたり、この新たな図書館の機能等について報告させていただきました。その際、今後、整備基本計画(案)としてまとめ、市議会文教委員会への説明、市民意見募集を行った後、整備基本計画として策定する旨を説明させていただいておりました。

本日は、意見募集結果がまとまり、去る6月10日に報道機関を通し、整備基本計画を公表しましたので、都心にふさわしい図書館に関する部分の概要をご報告いたします。

お手元に資料を3点ご用意してございます。

別紙1は、整備基本計画の中の図書館部分をコンパクトにまとめたものでございます。別紙2は、図書館に寄せられた市民意見の概要とこれらに対する札幌市の考え方をまとめた資料でございます。別紙3は、公表した整備基本計画本編でございます。

初めに、別紙1をご覧いただきたいと思っております。

前回までの内容から変更はございません。

左側上、1 基本的な考え方は(1)都心の特徴を踏まえ、(2)役割として札幌の魅力発信、役立つ情報の提供、都心の知的空間の三つを持たせます。

2 整備の考え方として、蔵書の種類や機能について特徴を有したオンリーワンライブラリーとして整備いたします。

この図書館の主な特徴を3 機能、4 諸室の構成でご説明いたします。

3 機能の(1)ア 提供する資料・情報、つまり蔵書の種類でございますが、札幌の魅力に関する資料、ビジネスに有用な資料を用意し、ビジネス以外の分野についても、地区図書館に比べ、より専門的な資料を用意いたします。注釈にあるとおり、あえて文学や児童書は配架せず、札幌の魅力発信と都心に集う方々への役立つ情報の提供という二つの役割を重点に置いてまいります。

また、イ 閲覧・貸し出しについてでございますが、いつ来館しても閲覧可能なよう、資料は館内利用を原則としながら、他の図書施設から資料を取り寄せ、借りられる仕組みをご用意いたします。

次に、右ページ上(2)のとおり、展示・プレゼンテーション機能として、人の出入りが多い1階に、札幌の魅力発信コーナーやテーマ別に資料を展示するセ

レクトライブラリーを設置いたします。

また、(3)調査相談・情報支援機能のとおり、レファレンスサービスとして、職員が相談に応じることはもちろん、情報化の進展に合わせ、データベースの充実、タブレット端末の貸し出し、無線LANやパソコン用電源等の環境整備を予定してございます。

次に、4 諸室等の構成は5点ありますが、主な特徴としては、展示プレゼンテーションエリアについてでございます。(2)のとおり、カフェ、レストラン等と一体的に配置しまして、市民や観光客が気軽に立ち寄れる開放的な空間とすること。

次に、閲覧スペースについてでございますが、(4)のとおり、読書に集中できるよう、個人用閲覧席を設けるほか、グループ研究もできるよう、目的に応じて座席の配置を変えられるような工夫をしております。

以上で別紙1の説明を終わらせていただきます。

次に、別紙2に移ります。

初めに、4ページ目の下をご覧いただきたいと思います。

複合施設全体で約200件の意見をいただきましたが、そのうち図書館に対しては33人の市民の皆様から52件、項目数では34項目の意見をいただきました。

1ページ目にお戻りいただきたいと思います。

左側に通し番号をナンバー1から34まで振っております。このうち特徴的なものをご報告させていただきます。

ナンバー1から4は、整備の考え方についてでございます。

各地区の図書館を充実すべき、各区にも図書館をふやすべきなどの意見がありました。この図書館は全市民を対象とするオンリーワンライブラリーとして整備すること、各地区の図書館についても、第2次図書館ビジョンに基づき、別途サービスの質の向上を図るという回答をしております。

次に、ナンバー5、6でございます。

障がい者への読み書き支援や対面朗読などを行ってほしいという意見ですが、この図書館に限定したのではなく、本市図書館における障がい者サービスのあり方として捉えまして、今後、検討していく旨を回答しております。

次に、ナンバー8でございます。

この図書館の特徴でもある資料は、館内利用を原則とするというコンセプトでございます。それに対して、貸し出しを行ってほしいという意見でございますが、今後、提供するサービス内容や収集する資料を検討する中で資料提供のあり方を具体的に検討してまいりる旨を回答してございます。

次に、3ページ目をご覧いただきたいと思います。

ナンバー24でございますが、民業圧迫にならないのかという懸念のご意見で

すが、書店では扱わない資料も多く配架すること、また、図書館で関心を持った書籍を近くの書店で購入できるという利点もございます。書店との間には住み分けができ、相乗効果も期待できるのではということで回答しております。

次に4ページ目をご覧ください。

ナンバー29、30は設置根拠と運営主体についてでございます。民間委託を行うべきではない、すなわち市直営で運営すべき、また、条例で設置すべきだという意見でございますが、今後、提供するサービスの詳細な検討を行って、運営形態についても検討していくというふうに回答しております。

次に、ナンバー31です。

スタッフについて、すぐれた資質を持つ図書館員を配置すべきという意見でございますが、この図書館では利用者から求められる情報も専門的な分野に及ぶことから、司書資格等の有資格者の配置が重要である旨を回答してございます。

最後に、ナンバー33でございます。

夜間の開館時間に配慮してほしいというご意見ですが、夜間の需要を考慮し、従来の図書館以上に夜間時間帯の開館を検討する旨を回答してございます。

以上が主な市民意見となりますが、多くが新たな図書館への期待という観点からいただいた意見、ご要望だと判断しております。そのため、都心にふさわしい図書館部分については、整備基本計画の修正を行っておりません。しかしながら、平成30年度の開館に向け、今回、策定した整備基本計画のほか、いただいたご意見等を参考にしながら、今後、ソフト面、ハード面についてさらに検討を深めてまいりたいと考えてございます。

以上で報告は終わらせていただきます。

○山中委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、ご質問、あるいは、ご意見、ご要望はございますか。

○池田（光）委員 複合施設をつくるに当たって、教育委員会として、図書館の部分について所管が発生しているので、図書館のあり方についての意見交換ということなのではないでしょうか。そういうことでよろしいでしょうか。

○中央図書館長 その結果として、今、基本的な計画がまとまりまして、具体的にはこれを踏まえて基本設計、実施設計というふうに検討がされてまいります。

○**山中委員長** 教育委員会会議としては、施策の中の図書館部分を所轄する関係で、皆さんの意見、あるいは、要望等があればいただきたいということで報告されたわけですね。

ほかに何かありませんか。

○**阿部委員** いたるところにオンリーワンという言葉が活用されているのですが、オンリーワンというのは、どこと比較してオンリーワンなのですか。札幌市内の図書館と比較してオンリーワンなのですか。

○**中央図書館長** 蔵書の構成について、今、45施設ぐらいありますけれども、ある程度、分野を限定してという機能を果たす図書館としてはオンリーワンという言い方をしています。

○**阿部委員** それは、札幌市内でオンリーワンですか。

○**中央図書館長** そうです。

○**山中委員長** 他の札幌市の図書館と比べて、これはオンリーワンと言いたいのだということです。それだけの内容にふさわしいかという観点で、あるいは、こういうことをもっとすべきではないかというご意見がありましたら、お願いします。

○**池田（光）委員** 関連ですが、オンリーワンライブラリーを目指す意味合いはどこにあるかをもうちょっと説明していただきたいと思います。図書館の場合は、オンリーワンは、蔵書の整備が多いとか、専門書が多いというものはあるにしても、オンリーワンになると、かえって不便なのではないかという気がしなくもないのですが、その辺はどうでしょうか。

○**中央図書館長** 都心ですと、商業や業務の機能が集積していて、そこで働く人がいたり、観光で訪れる方がいたりといった特性を踏まえて、そういう方々にどんな本、資料を提供して役立つ図書館になるかという観点で考えたときに、このような蔵書構成が考えられるだろうということで、わかりやすいと思いついて、総合的なライブラリーに対してオンリーワンのライブラリー、ある意味、機能的に違っていると理解するとわかりやすいかと思います。

○**山中委員長** 他の45の施設は大体似たようなもので、それに屋上屋を重ねる

ようにつくる必要はないということですね。そういうものと別のものをつくりたいということですね。

○池田（光）委員 充実力の整備というのはわかるのですが、オンリーワンというと、ほかと比較して優位性を認めていくということにはなると思うのですが、どうも図書館運営においてはなじまないような気がしています。どうしてもそのオンリーワンにしなければならない理由というのは何なのでしょう。ここにしかないというのはどういうことなのか、もう一回説明をお願いしたいと思います。

○中央図書館長 先ほど、45施設があってという話をしましたけれども、基本的には一般の図書と児童書といった類が多うございます。ところが、ビジネス関係を支援するような資料、蔵書は、札幌市の図書全体から見れば比較的手薄になっていますので、せつかく都心に置く図書館であれば、その辺の蔵書を充実させたほうが図書館全体の機能アップにもつながるし、そこで利用される方々も想定したときに、利便性が高い図書館になるのではなかろうかという考え方がベースにあって、都心にふさわしいというコンセプトにも合致しているだろうという考えのもとに計画をしてきております。それがオンリーワンという言い方がいいかどうかというのは確かに疑問に思われる節もあろうかとは思いますが、そういう経緯のもとに計画をつくってまいりました。

○臼井委員 今、オンリーワンという名前のことに集中していますが、せつかくこういうコンセプトで考えたことに対して異議を積極的に唱える気持ちはないのですが、ただ、私個人としては、オンリーワンという言葉は余り好きではないのです。その理由は、個人の好みというよりも、オンリーワンという語感そのものからすると、ほかとのコネクションがないということを示してしまう。

ここのコンセプトとして、ほかの図書館との連携もちゃんとあるけれども、スペシャルなものだということだとわかるのですが、オンリーワンと言ってしまうと、ほかとはコネクションがないというイメージがあります。それぞれの地区は地区の図書館での利便性と連携を確保しながら、都心にあるビジネスピープルが多く利用するところや、例えば、時間の枠も夜間に延長するということで、今までとは違う付加的なものに非常に特別な思いがあるということはいいのですが、何となくオンリーワンと言われると。

○中央図書館長 説明の仕方は、今のご意見をもとに、工夫をしていきたいと

思います。もっとも、この図書館の構成としては、今お話ししたとおりですが、ほかの図書館から予約して、ここで借りるというサービスの点についてはいろいろできますので、そういう意味では、実質はそんなに変わらないと思います。

○**山中委員長** ビジネスパーソンや観光客という話になっていますが、どの程度、予想されるのでしょうか。観光客と図書館というのは、普通、イメージが沸きません。利用の程度もつかみにくいし、その辺はどういう考えなのですか。

○**中央図書館長** 図書館に観光客が来るというより、複合施設そのものに魅力があって、訪れた方が足を運んで、そこで札幌の魅力がわかるような資料があったり、本があったり、そういった場面で、観光客も対象になるだろうと考えているということです。

○**山中委員長** どちらかというと、附属的な感じになるのですか。基本はビジネスパーソンですね。

○**中央図書館長** そこにあります。

○**山中委員長** やっぱり、臼井委員が言われたように、オンリーワンという言葉で売り込んでいくのは、プラスの面と逆にマイナスの面があるとは思っています。その辺も意識しながら進めておられるのでしょうかけれども、なるべく誤解のないようにお願いしたいと思います。

○**池田（光）委員** 複合施設の中に図書館が組み合わされてくるというのは、何か特別な意図があるのか、それとも複合施設なので一つにしてということか、そこはどんな思いがあるのでしょうか。

○**中央図書館長** やっぱり、都心のにぎわいを認識した上で、今、実際の札幌市のまちづくりを見たときに、やはり駅前に比べて少し都心という部分のにぎわいはなくなってきていますので、こういった施設整備を通して再生していこうという考え方に基づいて複合施設の整備という話になってきていると考えております。

○**池田（官）委員** ビジネスパーソンに役立つビジネスに有用な資料、情報というのは、私にはいま一つよくわからないところがあります。

例えば、私の専門分野の医学でしたら、圧倒的に情報があるのは、札幌市内にある医学部の図書館であって、そこにはかなり専門的な雑誌等がそろっております。ビジネスパーソンの方のニーズはいろいろなのでしょうけれども、資料の置き方によっては、一般的な資料でもないし、本当に専門的な資料でもなくてという中途半端なものになる危惧はないかなと思うのです。ですから、もう少し具体的に、ビジネスに有用な資料、蔵書ですね。法律、経済、政治、産業の分野、年鑑 白書、統計ということが挙げられていると思うのですが、実際にどのくらい必要とされているという調査についてのお話があったらお聞きしたいですし、その辺はどんなお考えがありますか。

○調整担当課長 資料の細かい部分というか、蔵書構成をどうするのかというのは、この後のサービス計画の中でかなり決まってくるところがあると思うのですが、それぞれの分野の専門のものを深く集めていこうと思いますと、これまた膨大な資料、情報になりますので、ここでどの程度、取捨選択していくのかというのは重要なポイントになろうかと思います。

また、ここがビジネスなどさまざまな観点で集まってくる方々のヒントになったり、発想の源になるようなことを考えておりますので、さまざまな業種、業界の最新情報をとれるような情報ステーションと。例えば、各業界の業界紙、新聞とかそういうものが一堂にある中で、自分の分野以外のものにも目を向けることができたり、そこで発想が広がっていく場になると。あるいは、いろいろなデータベース等も使えるようになると思いますので、そういう中で、自分の専門以外の部分でもいろいろなことを調べていけるようになっていくと思います。

その辺は、どういう資料をどの程度のボリュームでというのは、今後、ここでのサービス計画を立てていく中でももう少し詰めていかなければならないと思います。

○池田（官）委員 自分の専門の分野ばかりで申しわけないですが、例えば、医学だと、パブネットのようなデータベースがあって、そこにアクセスしていくことが結構多いのです。きっと各分野にそういうデータベースがあって、講座も多くは有料なのでしょう。実際に紙の資料があるということはもちろん大事でしょうけれども、各業界のデータベースに簡単にアクセスできるような、自分のことで考えてみますと、例えば、パブネットとか、簡単にアクセスできる図書館になったら、来たときに使うかもしれません。そういった有料のデータベースへのアクセスを充実させていただくのもよろしいと思います。

○調整担当課長 各分野のいろいろな情報環境とか情報の流れ方、そういうものは十分研究しながら進めていきたいと思います。

○阿部委員 私も、今の内容とちょっと関連しているのですが、市民からの要望、3ページ目の24番の都心に図書館ができることで民業を圧迫するのではないかというところで、書店では扱わない資料を多く配架する予定ですが、実際に、書店に置いていない本は実際にどういうものかというのが余りイメージできなかつたのです。

○調整担当課長 ここは、例えば調べ物とか調査研究ということが一つの大きな特徴になってくると思うのです。レファレンスライブラリーという言葉で言ったりしますが、イメージ的には、中央図書館の2階の参考調査のコーナーですね。各種の辞典や白書や統計書が並んでおります。あれは、ほとんど書店に並んでいるようなものではないですし、高価ですので、なかなか個人の家庭でも持たれていないと思います。専門の分野の方は持っていらっしゃるかもしれませんが、何かを調べようと思ったときには、それほど幅広く持っている方はまずいないだろうと思います。そういう調べ物用の本が割と多くなると思っております。それは、一般の書店ではそんなに置いていない部分かと思っております。

それから、そういう本ばかりではなくて、入門書とか手引書のようなものもあろうかと思っておりますけれども、図書館でこういうものがあるのかと見て、やはりこれは自分の手元に必要だと思ったときに、札幌の場合、都心部だと周りに書店があります。図書館で見つけた本を書店で購入するという流れも出てくると思います。そういう相乗効果という意味で、都心の図書館を活性化していけるのではないかと考えております。

○阿部委員 私は、多分、このビジネスパーソンに当たると思うのですが、ビジネスパーソンの行動として、図書館で聞いた本を借りて、それを買いたいと思ったときに周りに本屋があると一番いいとは思いますが、ネットで買う傾向があります。そこまでやる必要があるかどうか分からないのですが、札幌市内の書店で買ってもらうような、そういう導線はどのようなのですか。

○調整担当課長 ほかの都市の例ですと、都心の書店マップということをやっている図書館もあります。今、書店業界自体が、委員がご指摘のように、リアルな店舗で買わないで、インターネットで本をどんどん買っていくという流れがあります。それは、業界自体である部分ですので、図書館側のほうでどうい

う方法というのはなかなか難しいところがあるかと思うのですが、都心ならではの書店との情報の共同発信みたいなこともできればいいのかなと思います。

○池田（光）委員 私は、この複合施設に図書館が入る意味合いとして、一市民として、読書スペースとか調査スペースが都心に確保されることは、とても魅力的だと感じます。

あと、本をどこから調達しようかというのは、今言ったようにネットとかいっぱいあるので、それで十分かと私は思うのです。ですから、むしろ、読書スペースとか読書空間が札幌の都心にはあるという位置づけの目線から、概要版をつくってみたらどうなのかなと考えているところです。

そこで、本心は何なのかというところをもうちょっと聞いてみたいです。本当の本心はオンリーワンライブラリーをつくりたいということだったのかどうかということをもう一回聞きたいと思います。

○中央図書館長 そういった空間を都心につくるということも一つのコンセプトになっていますが、計画で、どっちがどっちというのではなくて、機能として、そういった人々に役立つ情報を提供したいと思いますし、例えば、仕事終わりに居酒屋さんに行くのではなくて、こういった知的空間の中で異業種でいろいろな交流をする、一人の時間をゆったりと楽しむということも必要だろうと考えております。欲張りかもしれませんが、両方を言わざるを得ないと思います。

○山中委員長 今後の進め方として、具体的なコンセプトはこれから詰めていく部分が多いのだと思いますが、そういうところで、報告という形でもいいのですが、時間をつくっていただいて、もっともっと委員の話を聞いていただきたいと思います。言いたいことはまだまだおありのようですから、そういう機会もつくっていただけたらどうかと思います。

○中央図書館長 承知いたしました。

○山中委員長 そんなところで、この機会に言いたいことがあればお聞きします。

（「なし」と発言する者あり）

○山中委員長 それでは、よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 また、こういった機会をつくっていただくことにしまして、報告第1号については、提案どおり了承することにしたいと思います。

◎議案第1号 札幌市教育委員会公文書管理規則の一部を改正する規則案

○山中委員長 では、議案第1号に入りたいと思います。

○生涯学習部長 生涯学習部長の梅津でございます。

議案第1号 札幌市教育委員会公文書管理規則の一部改正についてご説明申し上げます。

本件は、平成25年7月1日付の市長部局の機構改革に伴いまして、札幌市教育委員会公文書管理規則の一部を改正する必要があることから、議案として提出するものでございます。

札幌市教育委員会公文書管理規則につきましては、本年3月19日に開催いたしました第4回教育委員会会議におきまして、規則の全部改正について、ご審議をお願いいたしまして、原案どおり決定されたところでございます。今回の一部改正につきましても、これに関連いたしますので、3月19日の経過等も含めまして、ざっとおさらいさせていただきたいと思っております。

議案にインデックス資料2とついたA4判の1枚物がついておりますので、これをご覧いただきたいと思っております。

今回の市役所全体の公文書の管理規則にかかわる改正につきましては、まず、国で公文書管理法という法律をつくりました。これは、いろいろな場面で国において公文書が誤って廃棄されたり、あるいは、つくるべき文書をつくっていなかったりというような状況があったことを鑑みまして、国で公文書管理法という法律をつくったわけです。これに基づきまして、札幌市におきましても、公文書の適正な管理並びに市政上重要な文書の保存及び利用制度をもうけるために、札幌市公文書管理条例を制定いたしまして、本年4月1日から施行されているところでございます。

この条例の中におきましては、四角の囲みですけれども、札幌市全体で統一された文書の管理ルールを定めていること、それから、市政の重要事項の場合、将来にわたって市の活動あるいは歴史を検証する上で重要な資料となるものとしたしまして、重要公文書という位置づけをいたしまして、これらについては、公文書館へ移管する。及び、それらを市民が利用できる制度を設置すること、それから、公文書管理の重要施策について諮問する第三者機関を設置することを内容とするものでございます。

これら大きな内容を伴った条例もできましたので、札幌市教育委員会公文書管理規則につきましては、一部改正ではなくて全部改正をすることで、3月の教育委員会会議にお諮りいたしまして、決定したところでございます。

その中身といたしましては、教育委員会における文書管理の基本的事項、いろいろな文言の定義づけや、保存期間「永年」を新たに「30年」にする、それ

から、文書管理の単位として簿冊とする、公文書の移管の手続といったものを定めるとともに、文書管理責任者等の設置及び職務について定めたものでございます。

これら一連の動きにつきましては、公文書管理条例の2番目のポツに書いてありますとおり、公文書館の設置を前提としております。これにつきましては、札幌市公文書館条例という条例を本年3月に制定いたしました。ただ、建物は、旧豊水小学校の中に入るものでございまして、耐震補強工事などを行い、公文書館としての準備に期間を要するということでしたので、条例の施行日といたしましては、7月1日からとなっております。それにあわせて、機構も改める動きになっていたところでございます。

それが7月1日でございますので、今回、私どもの教育委員会公文書管理規則の中で、一部に前の名称でございます「文化資料室長」という文言を使っているところがございますので、これを「公文書館長」に改めるということでございます。

具体的には、議案の2枚目に新旧対照表をつけておりまして、公文書管理規則の第10条第2項です。第10条は、保存年限が来た文書について、公文書館に移管するのか、あるいは、廃棄をするのかといった手続を決めている条文でございます。この第2項におきまして、「文書管理責任者は、前項の規定により採るべき措置を定めるに当たっては、必要に応じ、特定重要公文書の保存等に関する事務を担当する文化資料室長と協議を行うことができる」ということで、「文化資料室」が現在の機構の名前でございまして、7月1日からは公文書館となりますので、改正案のとおり、「特定公文書の保存等に関する事務を担当する公文書館長と協議を行うことができる」と文言整理する中身でございます。

以上のとおりの内容でございまして、3月と今回は一連の流れの中の文言整理の一部改正でございます。

私どもの説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

ご質問、ご意見、要望など何かございませんか。

○池田（官）委員 文化資料室あるいは文化資料室長という文言は、この規則の第10条第2項にしか出てきていないのですか。

○生涯学習部長 私どもの公文書管理規則の中では、ここ1カ所だけです。

○山中委員長 よろしいですか。

ほかにいかがですか。

○池田（光）委員 多分、想定されていると思うのですけれども、文化資料的なものと公文書的なものは違うのかどうかということと、どんなものを公文書館におさめるかというのは、相当に煮詰まっているということでしょうか。

というのは、歴史的なものをどう保管するかが気になっています。それは、公文書館の範疇で定めることなのかどうかをお聞きしたいと思います。

○生涯学習部長 今までの文化資料室には、そもそも重要公文書といった定義づけがありませんでした。文化に関わるものばかりではなくて、古い文書等も扱ってきたのですが、今後は、先ほども申し上げましたけれども、これから市政をやっていくに当たって判断するのに必要な文書、あるいは、大きな政策決定をした場合に、その政策決定に至る経過をはっきり書いてあるような文書、それから、後々に歴史的検証をしていかなければならない文書につきまして、重要公文書という位置づけをいたしました。

これは、文化資料室が名称がえになったものですが、そこできちんと保管して、市民の方も利用して見ることができる施設として、見直しを図って公文書館にしたという経緯でございます。

ですから、今までの文化資料室よりも役割が明確になった、あるいは、活用について制度として定めたことになろうかと思えます。

○山中委員長 今の答えで、聞きたいことが全部ですか。

○池田（光）委員 ちょっと整理できないのですが、公文書館長と協議するということですが、今まで預かっていたものをどうするかも含めてその内容と、必ずしも歴史的なものが公文書にはならないとすれば、そういったものはどこで保管することになるのか、そのあたりをお聞きしたいと思ったのです。

○総務課長 歴史的な文書についても、一部、7月から公文書館に入るようになっていきます。

これまで、永年保存という制度がありまして、各原局で保管していたのですが、それが廃止されます。原局で保管されるのは、最長で30年です。30年を過ぎて、もう業務としては使わないものについては、基本的に破棄をするのですけれども、原局で、これは残しておいたほうがいだろうという文書、または、公文書館から、公文書目録があるので、これは残してくださいと指摘され

るものを1カ所に集中して、市民も閲覧できる形にします。

ですから、必ずしも歴史的なものや、これまで永年保存だったものが公文書館に行くということではなくて、物によっては、例えば5年保存のものでも、これは大事だというものについては、公文書館に移管されるものがあると聞いています。

○山中委員長 大体よろしいですか。

○池田（光）委員 それから、学校の規模と、私がイメージする公文書の保管がマッチしないのです。先ほど、学校を使うとおっしゃっていましたよね。

○総務課長 資生館小学校に統合になった豊水小学校という建物を一部改築して公文書館にします。

○山中委員長 ほかによろしいですか。

○池田（光）委員 現行と改定案の「以下省略」や「現行どおり」は、もともと省略があって、「現行どおり」という文章があるという意味ですか。

○総務課長 新旧対象表のつくり方として、変更がないものについては略として、改正案は現行のとおりとするという決まりです。実際の全文は、その後のインデックスに公文書管理規則がございますので、こちらに掲載しております。

○生涯学習部長 第10条にかかわる部分です。

○山中委員長 それでは、文言の修正だけですね。
このとおりでよろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中委員長 では、議案第1号については、提案どおり決定とします。

それでは、議案第2号に入りますが、議案第2号から後は公開しない議案となりますので、傍聴の方はご退席をお願いします。

以下 非公開